

# 後期高齢者医療制度

8月から変わります  
保険証の色と高額療養費制度の限度額

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳以上の人で一定の障害があると認められた人を対象とした医療制度です。

## 更新

保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証

## 保険証

8月から水色になります

7月下旬に、8月1日から使用する後期高齢者医療制度の新しい保険証を送付します。8月1日以降は新しい保険証を使用してください。8月になってからも保険証が届かない場合は、問い合わせてください。

負担割合は毎年判定します

医療機関での負担割合（1割・3割）は、前年の所得により判定しています。新

しい保険証から、負担割合が変更になる場合があります。限度額適用・標準負担額減額認定証

すでに持っている、引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証と同封して送付します。

## 変更

高額療養費制度の自己負担限度額

高額療養費制度とは

同じ月内に病院などで支払った額が自己負担限度額を超えた場合に差額を払い戻す制度です。

自己負担限度額は、個人や世帯の所得に応じて決まります。

自己負担限度額の変更点

▽一般所得者の個人ごとの外来医療費の自己負担限度額を変更します。

▽現役並み所得者の適用区分を3段階に変更し、その適用区分Ⅰ・Ⅱに該当する人には、申請により限度額適用認定証を交付します。

8月からの自己負担限度額・標準負担額

適用区分		医療費の自己負担限度額（1か月当たり）		入院時の食費の標準負担額（1食当たり）
		外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）	
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+（医療費-842,000円）×1% ※多数回140,100円。	57,600円 ※多数回44,400円。	460円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+（医療費-558,000円）×1% ※多数回93,000円。		
	Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+（医療費-267,000円）×1% ※多数回44,400円。		
一般所得者	住民税課税世帯で課税所得145万円未満	18,000円 ※年間の上限144,000円。	57,600円 ※多数回44,400円。	
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	210円 ※長期入院該当160円。
	Ⅰ 住民税非課税世帯※所得が一定以下。		15,000円	100円

▷多数回とは…過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から多数回の該当となり、限度額が下がります。

▷長期入院該当とは…過去12か月の間に入院の合計日数が90日を超えた人。（90日を超えた時点で、入院日数が確認できるものを添えて申請が必要です）

新たに

限度額適用認定証などの対象になる人は申請が必要です

限度額適用認定証の交付を受け、医療機関などの窓口に表示すると、同じ月内の自己負担限度額が減額されます。また、住民税非課税世帯の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、入院時の食費も減額されます。入院時には、必ず窓口限度額適用・標準負担額減額認定証を提示してください。

対象 次のいずれかに該当する人

▽住民税非課税世帯の人  
▽課税所得が145万円以上690万円未満の人とその同一世帯の人

申請方法 保険証と印鑑、

マイナンバーカードまたは通知カードを持参して申請してください。

申請・問い合わせ先

健康医療課医療保険係（市役所内・☎4317137）  
または上下支所市民生活係（☎6212114）